

吹田市学校規模適正化実施計画
(第1期)

令和4年(2022年)11月
吹田市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本方針の概要	2
第2章 第1期 学校規模適正化事業の対象校	3
第3章 藤白台小学校の学校規模適正化の具体的な手法	3
第4章 藤白台小学校の学校規模適正化に向けた対応	6
第5章 今後の適正化の取組について	6

はじめに

全国的には、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、児童生徒数が年々減少傾向にある中で、本市では住宅開発等に伴う人口の流入等により、児童生徒数が今後10年間は増加し、その後減少に転ずるものと見込んでいます。

児童生徒数の増加により、学校規模が過大となるとともに、教室不足が見込まれるため、校舎の増築や特別教室等の普通教室の転用が必要となる学校がある一方で、少子化により過小規模校となる学校も見られるなど、児童生徒の教育環境に対する課題があります。

また、令和3年4月1日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」に基づく35人学級編制により、学校規模の課題がさらに深刻化する状況です。

このような状況下の中で、「子供たちにとってより良い教育環境を作る」ことを目的に、令和3年11月に「吹田市立学校規模適正化基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

本計画は、基本方針に基づき学校規模適正化を実施する対象校及び適正化の手法並びに実施時期などを示したものです。

なお、学校規模適正化の取組によって、児童・生徒や保護者に影響が生じる場合や、地域住民や地域団体で活動範囲等を調整する事項も生じることから、教育委員会と市長部局でそれぞれの役割分担を明確にしたうえで進めることとします。

基本的な進め方は、まず教育委員会は、学校規模適正化の対象校を決定し、保護者に対する学校規模適正化の必要性の説明や影響軽減の検討を行います。市長部局は学校規模適正化によって生じる地域の諸課題について、市民部が中心となり、各分野の担当部署と連携しながら課題解決の支援を行います。

第1章 基本方針の概要

1 適正な学校規模に関する基本的な考え方

小・中学校は、児童・生徒が集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけていく場です。

また、教育活動だけでなく、子供たちの生活の場としての視点も学校には必要であり、学校運営がしやすい環境づくりも重要であるなど、これらを多面的にとらえることが大事です。

そこで、「子供たちにとってより良い教育環境を作る」観点から、学校規模等について考えていくこととします。

2 学校規模の分類及び適正化が必要な範囲

区 分	通常学級数		適正化
	小学校	中学校	
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上	要是正
準過大規模校	25～30 学級	25～30 学級	要検討
大規模校	19～24 学級	19～24 学級	
標準規模校	12～18 学級	12～18 学級	
小規模校	7～11 学級	7～11 学級	
過小規模校	6 学級以下	6 学級以下	要是正

3 課題解決の具体的な方策

(1) 過小規模校に対する方策

個別の事情等を十分考慮したうえで、まず通学区域の見直しを検討し、通学区域の見直しが困難である場合には学校選択制の導入や学校の統合なども検討します。

(2) 過大規模校（準過大規模校を含む）に対する方策

ア 通学区域見直しの実施

(ア) 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直しを検討

(イ) (ア)により解決できない地区は、隣接する中学校ブロックの小学校も含めた通学区域の見直しを検討

(ウ) (イ)も困難な場合、より広域な通学区域の見直しを検討

イ 通学区域の見直しが困難な場合

(ア) 新增築や建替え、教室改修により必要教室数を確保

(イ) 隣接する小学校との間で学校選択制を導入

(ウ) 加配教員等の配置

(3) 課題対策を進めるうえでの留意点等

ア 子供たちにとってより良い教育環境の確保の視点で、標準的な学校規模の実現・維持を考えることが最も重要であると考えます。

イ 通学区域の見直しを行う場合には、保護者に対し、目的や現状情報提供、対策案などについて、数的根拠等に基づいた丁寧な説明と意見集約を行います。

ウ 過大規模校や過小規模校となることが数年程度と見込まれる場合は、通学区域の見直しではなく、一時的な教室改修や学校選択制の導入等の手法を選択することも検討します。

第2章 第1期 学校規模適正化事業の対象校

児童・生徒数推計上において、過大規模校・過小規模校となる学校のうち、各学校の状況を勘案して、取組の優先順位を検討した結果、第1期の学校規模適正化の対象校を藤白台小学校とします。

【理由】

藤白台小学校区は、国立循環器病研究センター跡地（以下、「国循跡地」という。）の住宅開発等により過大規模校が長期にわたり継続する見込みであり、かつ、国循跡地への入居が令和5年度から始まる予定であることから、令和4年度中には藤白台小学校区の適正化の内容を確定する必要があるため。

藤白台小学校の児童数推計（太字は過大規模校、下線は最大学級数）

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数 (人)	835	845	887	933	1007	1071	1072	1089	1100	1077
通常学級数 (学級)	24	25	26	29	32	32	32	33	<u>34</u>	33

第3章 藤白台小学校の学校規模適正化の具体的な手法

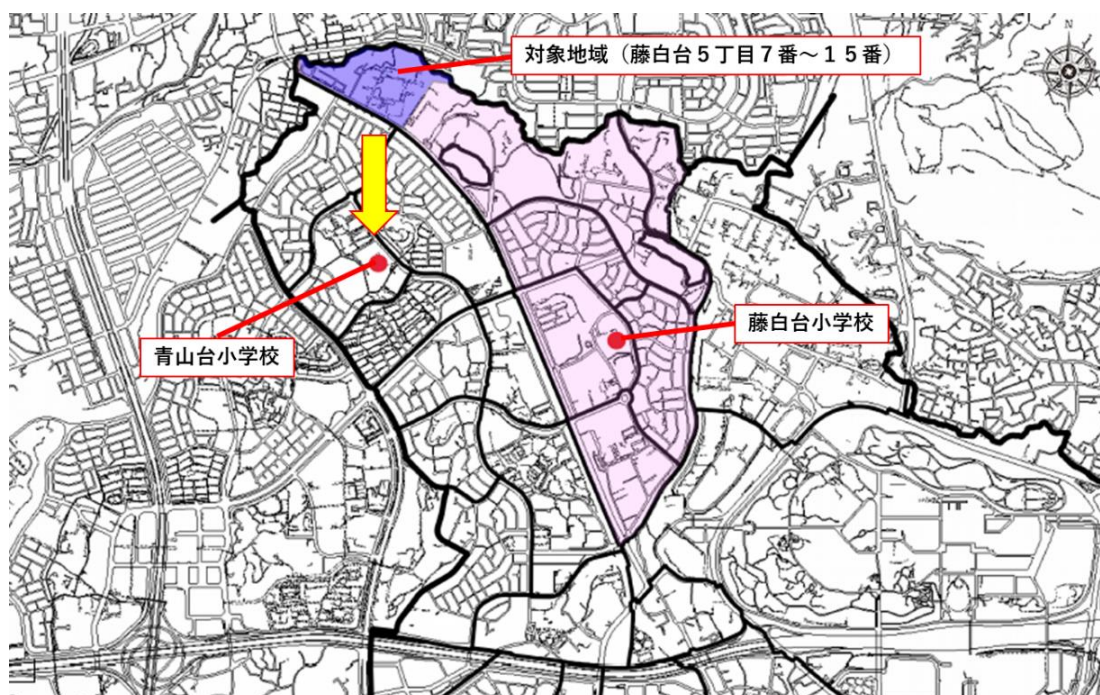
1 具体的内容

- (1) 国循跡地（7番）を含む、藤白台5丁目7～9番及び12～15番については、通学区域を新たに青山台小学校に設定します。
- (2) 現在藤白台小学校区である藤白台5丁目10番及び11番について、通学区域を青山台小学校に見直します。
- (3) 実施時期は（1）の地区は令和5年度から、（2）の地区は令和6年度からとしますが、（2）の地区は、転校による児童や保護者への影響を発生させないための経過措置を設けます。

学校規模適正化の実施前後における通学区区域表

中学校区	小学校区	適正化前	適正化後
青山台中学校	藤白台小学校	藤白台全域、 上山田	藤白台（青山台小学校区を除く）、 上山田
	青山台小学校	青山台全域	青山台全域 藤白台5丁目7番～15番

【藤白台小学校の学校規模適正化の実施図】



2 実施する適正化手法の効果

(1) 学校規模適正化後の児童数推計では、藤白台小学校は令和8年度に最大29学級になることから、適正化前の34学級に対し、5学級分の抑制が図れ、将来過大規模校となることを防ぐことができます。その結果、以下に示すような学校規模の課題を改善することができます。

- ・ 増学級に伴い発生する運動場や特別教室などの使用制限を緩和することで、児童の良好な活動機会を維持できる。
- ・ 運動場等の児童1人あたりの活動面積を維持することができる。
- ・ 児童数の過度の増加により、目立たない児童にスポットが当たりにくくなることを防ぐ。

また、藤白台1丁目の府営住宅の余剰地が今後住宅開発されても過大規模校とはならず、更なる学校規模適正化の検討の必要性は発生しない見込みです。

(2) 学級数については、青山台小学校は令和13年度に最大22学級になる一方、同時期の藤白台小学校は23学級となる見込みです。両校の学級数の差が緩和されることから、青山台中学校入学時における、出身小学校の生徒数の良好なバランスが取れます。

(3) 対象地域からの通学距離は、藤白台小学校までの約1500mに対し、青山台小学校までが約750mになり、通学時の負担軽減が図れます。

(参考) 学校規模適正化の実施による各小学校の児童数と学級数のシミュレーション結果

藤白台小学校 (適正化前)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数 (人)	835	845	887	933	1007	1071	1072	1089	1100	1077
通常学級数 (学級)	24	25	26	29	32	32	32	33	<u>34</u>	33



藤白台小学校 (適正化後)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数 (人)	835	845	873	855	911	868	828	810	797	754
通常学級数 (学級)	24	25	26	26	<u>29</u>	28	27	26	25	23

(太字は過大規模校、下線は最大学級数)

青山台小学校 (適正化前)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数 (人)	258	310	321	334	336	360	354	359	359	347
通常学級数 (学級)	9	11	12	12	12	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>



青山台小学校 (適正化後)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数 (人)	258	310	333	411	429	560	593	630	653	658
通常学級数 (学級)	9	11	12	13	14	19	20	21	21	<u>22</u>

(下線は最大学級数)

第4章 藤白台小学校の学校規模適正化に向けた取組

1 通学路の安全確保

学校規模適正化の実施に伴い、新たな通学路を設定する場合は、その通学路の安全対策に十分配慮する必要があります。

藤白台小学校の学校規模適正化により、青山台小学校への通学路を新たに設定する必要があることから、学校や保護者、地域をはじめ、市の担当部局や警察等とも連携して児童の通学路の安全確保に対するあらゆる方策を検討いたします。

【検討している方策】

- ・ グリーンウォークの整備
- ・ 一時停止の道路標示（停止線、「止まれ」）の塗りなおし
- ・ 横断歩道の塗りなおし
- ・ 丁字路の安全対策
（横断歩道設置、注意啓発の看板設置や路上への記載、見通し向上のための植栽の伐採、飛び出し防止柵の設置、歩道部の拡張など）
- ・ 街路灯の設置
- ・ 防犯カメラの設置

2 校舎の改修等による教育環境の整備

学校規模適正化の実施に伴い、青山台小学校におきましては、段階的に児童が増加する見込みであることから、増学級に応じた普通教室などの確保が必要になります。

今後、児童数推計などを参考にしながら、増学級の見込みについて把握した上で、計画的な教室確保、環境整備の取組を進めます。

第5章 今後の適正化の取組について

1 山田第五小学校

過小規模校である山田第五小学校は、児童数推計上において、今後の増学級が見込めないことから、藤白台小学校に引き続き検討を進め、次期の実施計画の対象校とします。

2 その他の校区

児童生徒数推計の状況から、今後過大規模校及び過小規模校が見込まれる学校については、推計等を注視しながら学校規模適正化の必要性について慎重に検討します。

また、今後大規模な住宅開発が想定される地域については、開発される戸数や竣工時期などの情報が判明した段階で、児童生徒数推計を行い、学校規模適正化の必要性についての検討を行います。